

令和9年度広告掲載共通封筒（角形2号）に関する契約書（案）

新潟県（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、次の条項により、新潟県共通封筒への広告掲載契約を締結する。

（信義誠実の原則）

第1条 甲及び乙は、信義に従い、誠実に本契約を履行するものとする。

（契約の内容）

第2条 甲は、新潟県共通封筒の裏面を広告枠として乙に提供する。

2 乙は、広告本文以外に広告主の氏名又は名称及び連絡先について必ず記載する。

3 乙（乙が広告代理店であるときは乙又は広告主）は、広告内容の問い合わせに責任を持って応ずるものとする。

4 原稿の作成及び修正に係る費用は、乙がこれを負担する。

（契約金額）

第3条 契約金額（以下「契約料」という。）は、金 円（うち消費税及び地方消費税 円）とする。

（広告掲載期間）

第4条 令和9年4月1日から令和10年3月31日までの間に購入する封筒に広告を掲載し、県本庁各部局（企業局及び病院局を除く。）が使用する。なお、在庫がある場合は、この期間後も使用する。

（契約金額の支払）

第5条 乙は、契約料を、甲の発行する納入通知書により一括して令和8年度の指定期日までに納入するものとする。

2 乙は前項で規定する契約料を納付期限までに納入しないときは、当該未払額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項で定める政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率で計算した額の違約金を甲に支払わなければならない。この場合において遅延利息の額が100円未満の端数があるときは、その全額又は端数を切り捨てるものとする。

3 一端納入された契約料は返還しない。ただし、甲が特別の理由があると認めたときは、その全部又は一部を返還することができる。

（原稿の引渡し）

第6条 乙は、甲に対し、令和8年度内の甲が指定する日までに原稿を引き渡すものとする。

（原稿の修正）

第7条 甲は、前条の規定により提出された原稿が法令等、又は別に定める基準に違反するおそれがあると判断したときは、乙に対し修正を命じることができる。

2 乙は、前項の修正を命じられたときは、甲が指定する日までに原稿の修正を行い、再提出をしなければならない。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第8条 甲及び乙は、本契約によって生ずる権利又は義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(契約実績の報告)

第9条 甲は、第4条の期間終了後、乙に対し、令和9年度の封筒の印刷枚数について報告する。

(契約の解除)

第10条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、何らの催告を要せずに直ちに本契約の全部又は一部を解除することができる。乙が広告代理店であるときは広告主が第3号から第10号までに該当するときについても、また同様とする。

- (1) 本契約の条項に違反したとき。
- (2) 指定期日までに契約料を納入しないとき。
- (3) 法令等に違反した場合で、広告の掲載をすることが県の信用を阻害するおそれがあるとき。
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)において「風俗営業」と規定される業種及び風俗営業類似の業種に携わる者又は業者であると認められるとき。
- (5) 消費者金融業に携わる者又は業者であると認められるとき。
- (6) 賭博性が認められる業種に携わる者又は業者であると認められるとき。
- (7) 社会問題を起こしている業種に携わる者又は業者であると認められるとき。
- (8) 別紙誓約書に記載された新潟県暴力団排除条例で求める誓約事項に該当すると認められるとき。
- (9) 県税を滞納したとき。
- (10) その他行政の品位を損なうおそれ又は県民に不利益を与えるおそれのある業種に携わる者又は業者で適当でないと県が認めるとき。
- (11) 前各号に定めるもののほか、この契約に違反し契約の目的を達することができないとき。

(賠償責任)

第11条 乙は、本契約の履行に伴い、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき理由によるときは、この限りではない。

2 乙は、前条の規定により本契約の全部又は一部を解除された場合は、甲に損害を賠償する義務を負うものとする。

(秘密の保持)

第12条 甲又は乙は、この契約に関し知り得た相手方の秘密に関する事項を他に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。

(疑義等の解決)

第13条 本契約に関し疑義が生じたとき、又は本契約に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

本契約の締結の証として本契約書2通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各自1通を保有する。
(本書を電磁的記録で作成する場合は、当事者双方が電子署名を行い、各自その電磁的記録を保管する。)

令和 年 月 日

甲 新潟県新潟市中央区新光町4番地1
新潟県 代表者 新潟県知事

乙